

広島県医師会部会規程

平成 26.6.3 制定

(総 則)

第1条 一般社団法人広島県医師会定款第 59 条の規程により設置する部会は、この規程の定めるところによる。

(設 置)

第2条 部会を設置するときは、次に掲げる事項について理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 部会の名称
- (2) 部会の所掌事務
- (3) 部会の組織
- (4) 部会を担当する役員

(委員の委嘱)

第3条 部会の委員は、会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、当該期役員の在任期間以内とし、委嘱に当たって、その都度定める。

(部会長等)

第5条 部会に、部会長 1 人、必要により副部会長 3 人以内をおき、会長の指名又は委員の互選によりこれを定める。

(会 議)

第6条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会は、必要があるときは会長の了解を得て学識経験者等に出席を依頼し、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第7条 部会は、その所掌事務に関する審議の結果について、必要に応じ会長に報告するものとする。

(服 務)

第8条 委員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(専門分科会)

第9条 部会には専門の事項を調査検討するため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会委員は、部会長の推薦を受けて会長が委嘱する。

(庶 務)

第10条 部会の庶務は、指定された事務局において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年6月3日から施行する。
- 2 この規程の施行時に既に設立されている部会は、別表により第2条の規定に基づく理事会の承認があったものとみなす。
- 3 この規程の施行に伴い、次の規約、規定及び規則は廃止する。
 - (1) 広島県医師会勤務医部会規約
 - (2) 広島県医師会女性医師部会規約
 - (3) 広島県医師会学校医部会規定
 - (4) 広島県医師会有床診部会規約
 - (5) 広島県医師会災害部会規則
 - (6) 広島県医師会スポーツ医部会規約
 - (7) 広島県医師会病院部会規則

別表

部会の名称	部会の所掌事務	部会の組織
1 勤務医部会	<p>勤務医の連携をはかり学術振興を推進するとともに、医療環境の整備に努めることを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)生涯教育の充実及び学術研究の推進 (2)勤務医相互の親睦及び福祉の増進 (3)勤務医と開業医の連携の強化及び地域医療の確立 (4)市郡地区医師会勤務医部会の連絡調整 (5)広島県医師会会長の諮問に基づき、意見の具申及び建議 (6)勤務医の勤務医環境の向上に関する事項 (7)適正な保険診療の推進に関する事項 (8)その他必要とする事業</p>	<p>(1)役員 部長 1名 副部長、委員、担当理事及び 副担当理事は必要に応じておく。</p> <p>(2)構成員 各地区医師会の勤務医 広島県医師会役員</p>
2 女性医師部会	<p>職業人として女性医師の役割を最大限に果たし、医師会活動への参画など、名実共に男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)女性医師の医療現場での環境整備に関すること (2)男女共同参画の医療政策や医療行政及び医師会活動に関すること (3)女性医師相互の親睦及び福祉の増進に関すること (4)その他本部会の目的達成のために必要な事業</p>	<p>(1)役員 部長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。</p> <p>(2)構成員 各地区医師会の女性医師及び本部会 に賛同する男性会員 広島県医師会役員</p>
3 次世代育成推進部会	<p>近年、家庭や地域社会の養育機能の低下が指摘される中、虐待対策等を中心とした下記の諸問題に取り組みため次の事業を行う。</p> <p>(1)少子化対策に関する事柄 (2)乳幼児を持つ家庭の環境問題に関する事柄 (3)思春期問題に関する事柄 (4)子ども虐待防止に関する事柄</p>	<p>(1)役員 部長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。</p> <p>(2)構成員 各地区医師会推薦の役員 広島県産婦人科医会 広島県産科医会 広島県産科医会 広島県保健連盟連合会 広島県警察本生活安全部少年対策課 広島県・広島市行政 等</p>
4 学校医部会	<p>学校保健・健康教育の推進、市郡地区学校医会との連絡並びにその向上発展および融和のための援助、関係官庁ならびに諸団体との連絡をとり、次の事業を行う。</p> <p>(1)学校保健の推進 (2)市郡地区学校医会との連絡並びにその向上発展及び融和のための援助 (3)関係官庁並びに諸団体との連絡 (4)その他本部会の目的達成に必要な事項</p>	<p>(1)役員 部長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。</p> <p>(2)構成員 広島県小児科医会 広島市整形外科医会 広島市皮膚科医会 広島県精神神経科診療所協会 広島県耳鼻咽喉科医会 等 各地区医師会担当役員</p>
5 産業医部会	<p>広島県における産業保健活動の一層の活性化と働く人の健康の確保に向け、積極的に産業医の資質向上を目指し、また広島労働局や広島産業保健総合支援センターなどと連携し、県内における産業保健活動を推進することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)広島県医師会からの諮問事項の検討 (2)産業医学の研究および研修に関する事業 (3)日本医師会認定産業医の認定に関する事業 (4)産業医学に関する情報収集と伝達 (5)県民の産業医学の教育および普及に関する事業 (6)産業医学に関する事業 (7)その他当該部会の目的を達成するため必要な事業</p>	<p>(1)役員 部長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。</p> <p>(2)構成員 各地区医師会より推薦 広島県医師会役員</p>

6	有床診療所部会	<p>日本医師会、広島県医師会のもとに、時代に即応した医療機関としてのあり方を研究するとともに、地域に密着した有床診療所の有用性を充分に評価した医療単位として位置づけなどについて協議し、健全な医療制度の発展と育成を図ることを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)有床診療所のあり方に関する事項 (2)有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項 (3)地域医療、救急医療活動の向上に関する事項 (4)医療・介護・福祉の連携に関する事項 (5)研修会・講演会等に関する事項 (6)他地域有床診療所協議会との交流・情報交換に関する事項 (7)その他目的達成に必要な事項</p>	<p>(1)役員 部会長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。 (2)構成員 広島市外科会 広島県産婦人科医会 各地区医師会担当役員</p>
7	救急・災害部会	<p>救急医療の充実、災害医療に対する体制強化等を図ることを目的とし、次の専門文科会をおき、下記の事業を行う。</p> <p>(1)救急専門分科会 AEDや救急蘇生法の普及啓発、県メデイカルコントロールへの協力、広島県救急医療情報ネットワークシステムの運用・推進など。</p> <p>(2)災害専門分科会 災害医療に対する体制を強化するとともに、医療救護活動を円滑かつ効果的に実施することを目的に設置。 医療救護計画の策定と計画を実施するにあたっての企画調整、災害医療に関する普及・啓発、災害医療に関する訓練の実施など。</p> <p>(3)実施する事業 ア 医療救護計画を策定すること イ 医療救護計画を実施するに当たって企画・調整に関すること ウ 災害医療に関する普及・啓発に関すること エ 災害医療に関する訓練を実施すること オ 災害時における医療救護活動の連絡・調整役としてのコーディネータに関すること カ 行政及び消防等関係諸機関との連携推進に関すること キ その他目的達成のため必要な事項</p>	<p>(1)役員 部会長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。 (2)構成員 広島大学 救急医学教授 各地域災害拠点病院医師 各地区医師会担当役員</p>
8	スポーツ部会	<p>広島県内のスポーツ医学の研鑽およびスポーツ医学的実践活動をめざして諸事業を施行し、県民の健康づくりに貢献するとともに、会員相互のスポーツを通じての融和親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)広島県医師会からの諮問事項の検討 (2)スポーツ医学の研究および研修に関する事業 (3)日本医師会健康スポーツ医の認定に協力する事業 (4)スポーツ医学に関する情報収集と伝達 (5)県民の健康スポーツ医学の教育および普及に関する事業 (6)健康スポーツ医学に関する事業 (7)その他当該部会の目的を達成するため必要な事業</p>	<p>(1)役員 部会長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。 (2)構成員 広島県医師会員で、日本体育協会公認スポーツドクター、日本整形外科学会スポーツ医、日本医師会認定健康スポーツ医および本部会の目的に賛同する医師 広島県医師会役員</p>
9	病院部会	<p>会員が開設・管理する病院の健全な管理運営を推進し、他の医療施設等との連携体制の構築のための協議、調査及び情報交換を行い、もってより良い医療制度の発展と育成を図り、地域医療に貢献することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1)病院の管理運営及び施設の改善向上に関する事項 (2)地域医療、救急医療活動に関する事項 (3)医療機関相互、及び介護、福祉の連携に関する事項 (4)医療従事者の確保並びに質向上に関する事項 (5)医療の質向上、医療情報の提供および医療安全確保推進に関する事項 (6)広島県病院協会等他の団体との交流、情報交換に関する事項 (7)その他目的達成のため必要な事項</p>	<p>(1)役員 部会長 1名 委員、担当理事及び副担当理事は必要に応じておく。 (2)構成員 広島県病院協会推薦の委員 広島県医師会役員</p>